

最新情報かわら版

かわら版をご覧の皆様こんにちは。日増しに春めいてまいりましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。今回は、令和4年度税制改正の内容についてご紹介いたします。

<中小企業向け賃上げ促進税制について>

「成長と分配の好循環」という経済政策の実現に向けて、令和4年度税制改正で中小企業向けの支援策が見直し・拡充されました。

中小企業全体として雇用を確保しつつ、積極的な賃上げや人材投資を促すために、一人一人の賃上げや雇用の確保により給与総額を増加させる中小企業を税制面からサポートするための措置が講じられています。

現行の「所得拡大促進税制」の枠組みを維持しつつ、給与支給額の増加額を基に計算される減税率が最大40%に拡大します（現行、最大25%。ただし、減税額は法人税額又は所得税額の20%上限は変更ありません）。適用期間も現行制度の令和5年3月31日から1年間延長されます。

対象

青色申告書を提出する中小企業者等（法人、個人事業主）

適用期間

法人：令和4年4月1日～令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度

個人：令和5年～令和6年までの各年度

改正概要

- ✓ **雇用者全体の給与（給与等支給総額）が前年度比1.5%以上増加した場合に、その増加額の15%を税額控除。**また、**前年度比2.5%以上増加した場合には、30%の税額控除。**
- ✓ さらに、人的投資の要件を満たした場合には税額控除率が10%上乗せとなり、**最大40%の税額控除。**

【賃上げ要件】

雇用者全体の給与（給与等支給総額）が
前年度比**2.5%以上増加**
⇒ 給与増加額の**30%税額控除**※

or

雇用者全体の給与（給与等支給総額）が
前年度比**1.5%以上増加**
⇒ 給与増加額の**15%税額控除**※

【上乗せ要件：人的投資】

教育訓練費が
前年度比**10%以上増加**
⇒ **さらに税額控除率を10%上乗せ**※

※ 控除上限は法人税額等の20%。また、税額控除の対象となる給与等支給総額は雇用保険の一般被保険者に限られない。

※出典：経済産業省「令和4年度（2022年度）経済産業関係 税制改定について」（一部修正）

詳しいことをお聞きになりたい際は、
お気軽にアスモア税理士法人にご相談ください。

TEL：092-726-2350